

独占禁止法基本問題懇談会（第3回）議事概要

平成17年10月6日

1 日時 平成17年10月4日（火）10：00～12：00

2 場所 内閣府 本府庁舎 5階 特別会議室

3 出席者

座長	塩野 宏	東京大学名誉教授
座長代理	金子 晃	慶應義塾大学名誉教授
委員	石井 卓爾	三和電気工業株式会社代表取締役社長
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	榎野 信治	読売新聞東京本社論説委員
	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	小林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	角田 真理子	明治学院大学法学部助教授
	根岸 哲	神戸大学大学院法学研究科教授
	日野 正晴	駿河台大学法科大学院研究科長
	増井 和男	慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
	村上 政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	村田 恒子	松下電器産業株式会社パナソニックシステム ソリューションズ社法務グループマネージャー
	諸石 光熙	住友化学株式会社特別顧問
	山本 孝宏	弁護士

（事務局） 内閣府 大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 西室長、田和次長、
寺川参事官等

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 全国中小企業団体中央会からのヒアリング
- (3) 日本建設業団体連合会からのヒアリング
- (4) 全国石油商業組合連合会からのヒアリング
- (5) 桐蔭横浜大学 郷原信郎教授からのヒアリング
- (6) 質疑応答
- (7) 閉会

5 ヒアリングの概要

- (1) 全国中小企業団体中央会から、中小企業における取引の実態を踏まえ、不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や、不当表示、過大な景品提供に対し、迅速・厳正に対処するとともに、一層効果的な措置を講ずるべき、不公正な取引方法について課徴金制度の導入などの制裁強化などを行うべき、差止請求について、文書提出命令制度の改善、団体訴権の導入などを行うべき等の意見があった(資料1)。
- (2) 日本建設業団体連合会から、公共調達制度を抜本的に見直すべき、排除命令、課徴金、罰金、営業停止、指名停止、違約金等重複する制裁全体を含めた総合的な制度設計が必要、改正独占禁止法により事後手続とされた審判を事前手続に戻すべき、が不可であれば、排除措置命令、課徴金納付命令について、審判をなくし、地方裁判所から争えるようにすべき、が不可であれば、(ア)審判官の資格の厳格化(法曹資格者に限定)、(イ)事前手続の充実、(ウ)審査官と審判官の人事異動の制限を行うべき、安値入札を排除できる規定を導入すべき等の意見があった(資料2)。
- (3) 全国石油商業組合連合会より、石油製品販売業者の実態を踏まえ、不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対して、課徴金の対象とすべき、不公正な取引方法に係る訴訟について、文書提出命令制度の改善、団体訴権の導入を行うべき等の意見があった(資料3)。

(4) 桐蔭横浜大学 郷原信郎教授より、資料4記載の意見のうち、特に、指名停止・違約金も含めた制裁全体について悪質性・重大性に応じたものになるようにすべき、告発対象事案についての基準を明確化し、告発対象とならない事案に対して行政調査権限を効果的に行使できるようにすべき、審判制度について事後手続とする法改正を行ったが実効性に疑問がある、一度、一定の期間内に事業者が共同して談合事実を調査し自主的に申告した場合には摘発の対象としないという「談合システム」のリセットを行うべき等の説明があった(資料4)。

6 議論・質疑応答の概要

5の説明に対し委員から、以下の通り意見・質疑があった。

(1) 不公正な取引方法について

- ・ 不当廉売や優越的地位の濫用といった不公正な取引方法への罰則導入については、不当性の判断基準が明確でないとの問題がある。
- ・ 不当廉売や優越的地位の濫用の監視強化を行い、中小企業と大企業のバランスの取れた棲み分けが行われるような方策を検討する必要がある。
- ・ 委員からの「違反行為抑止のために、どのような措置が実効的か」との質問に対し、「不当廉売・優越的地位の濫用を抑止するためには、金銭的不利益を与えることが必要」、「不当廉売などについては、制裁が弱く罪の意識がない。さまざまな措置が用意しておくことが違法行為の抑止につながる」との回答があった。
- ・ 差止請求訴訟の文書提出命令制度を変更すると、事実関係が明らかになり、裁判所においてシロ・クロが明確になるかもしれないが、それが訴える側にとって良い結果となる保障はない。

(2) 審判について

- ・ 改正独占禁止法により、審判が事後手続となり、事前の手続が簡略化されたことは事実だが、事前の手続と事後の手続の全体をみれば、適正手続は確保されていると考えられたのではないか。審判については、手続の適正性の要請と、処理の迅速性の要請の両方がある。そのバランスをとっているということではないか。

- ・ 証券取引法の審判の開始決定は総理大臣が行う。独占禁止法の審判についても開始にあたりきちんとした法形式をとるべき。
- ・ 委員からの「改正独占禁止法では、処分の事前手続と事後の審判があるが、両方とも中途半端という見方もできると考える。処分に係る手続はどうあるべきと考えるか」との質問に対し、「課徴金の対象とならない事案について排除勧告を復活させ、課徴金対象事案については排除措置と課徴金納付命令の審判を同時に開始するようにすべき」との回答があった。
- ・ 改正独占禁止法で、審判が事前手続から事後手続に変更された理由は、審判の増加・長期化による措置の遅れへの対応であるが、企業の争う権利への配慮も重要である。

(3) 公共調達、入札談合について

- ・ 指名停止の基準について、中央官庁は書面化されているが、地方公共団体では書面になっておらず、恣意的な運用が行われている懸念があるのではないか。
- ・ 官製談合について、談合に関与した官が、談合が発覚したら指名停止や違反金請求を行うことは、クリーンハンズ(Clean Hands)の原則(手が汚れている者の主張は認めない)から問題ではないか。
- ・ 談合問題については、官のコスト意識の徹底・官製談合防止法の強化・建設業の構造調整といった方策にまず取り組むべきである。官製談合防止法についても、議論してはどうか。
- ・ 資料4で提案された談合対策については、社会的評価の低下に考慮し、申告に応じる企業が少ないのではないか。
- ・ 資料4で提案された談合対策は、司法取引の導入につながるものであり、わが国ではおおよそ認められない。
- ・ 米国では経済犯罪の摘発に司法取引が有効に機能している。

7 今後の予定

第4回会合(11/18)では、今井 猛嘉 法政大学教授、川出 敏裕 東京大学教授、岩橋 健定 東京大学助教授から、海外主要国の法制について、報告を受けることとした。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)